

# 生活保護基準引き下げ違憲訴訟

2月10日  
富山地裁

## 第16回 口頭弁論

### 多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始して、16 回目の口頭弁論を迎えます。

今回の弁論では、「厚労大臣は生活保護基準の決定において広い裁量権を持つ」などとする国の法律解釈が誤りであることを、大阪大学教授の鑑定書に基づき主張・立証を行う予定です。

現在、富山をはじめ全国 29 都道府県で同種の訴訟が行なわれており、最も早く進行している

名古屋訴訟は、今年 6 月頃にも判決が下される見通しです。いっぽう、富山の訴訟も終盤に近づきつつあり、原告の主張の正しさや国の恣意的な制度改悪を明らかにするうえで、今後の口頭弁論がいっそう重要になっています。

この闘いは、勝訴判決はもちろんのこと、生活保護や貧困の問題に対する世論を盛り上げ、制度改善に結びつけることが最終の目標です。その実現に向けた一歩として、1 人でも多くの皆さまの傍聴参加を呼びかけます。

### 第16回口頭弁論

2月10日（月）13時30分～14時

富山地裁・第一号法廷

### 傍聴希望の方へ

申込なしの参加も可能ですが、できましたら事前に事務局長：杉田まで参加される旨をお知らせ下さいませようお願いします  
(TEL：076-442-8000 メール：tym\_sugita@doc-net.or.jp)

### 第16回口頭弁論

## 報告集会・記者会見

同日 14時15分頃～（口頭弁論終了後）

県弁護士会館・3階会議室（富山地裁から徒歩3分）



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 29  
2020/1/30 発行：ネット事務局 mail:tym\_sugita@doc-net.or.jp

